

国立大学法人大分大学客員教授及び客員准教授選考規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第47号

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考については、この規程の定めるところによる。

(名称付与の要件)

第2条 客員教授等の名称を付与できる者は、常時勤務の教育職員以外の職員のうち、法人において引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事する者とする。

(選考の方法)

第3条 客員教授等の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規定第48号）に規定する教授又は准教授と同等の資格を有する者について、人事会議の審議を経て、学長が行う。

(本人への了知)

第4条 客員教授等の名称を付与する場合は、別紙様式にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第52号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第21号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第5号）

この規程は、平成29年1月23日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

氏 名

国立大学法人大分大学客員教授（又は准教授）の称号を付与する
付与する期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人大分大学長

印